

## 小委員会交渉議事

日 時：令和 6 年 12 月 11 日（水）午後 12：50～12：58

場 所：電話による

案 件：大阪市水道局希望降任制度の拡大について

参加者：局 側：担当係長

組合側：書記長

内 容：

（局）

令和 6 年 12 月 3 日に本交渉を行った大阪市水道局希望降任制度の拡大について、労働組合として一旦持ち帰り、今後の取り扱いを検討いただくこととなっていたが、検討結果を伺いたい。

（組合）

追加で何点か確認するが、まず、給与制度に関して、現状の勤務成績や心身の病気等により職務を遂行できない場合の降任と、今回の希望降任による給与の取り扱いの考え方は同じとの認識でよいのか。

（局）

お見込みのとおりであり、給与制度については、基本的にこれまでの降任と変更はない。ただし、これまでは所属統括から部門統括への降任は認められていなかったもので、この部分は新規となる。

（組合）

次に、降任日に関することだが、提案文では原則翌年度の定期人事異動日を降任日としているが、やむを得ない事情により急な降任が発生するような場合の想定はないのか。

（局）

提案文にもあるように、希望降任の降任日は原則、翌年度の定期人事異動日としている。ただし、例えば、職員の健康上の理由により、統括としての職務の遂行に支障があると認められる場合は、解任により年度途中で職を解くことも想定している。

（組合）

希望降任により降任した職員は、降任理由等が解消した場合は、再度の昇任はあり得るのか。また、現状の解任の制度については、どうなのか、聞かせていただきたい。

(局)

希望降任制度により、降任した職員について、再度の昇任を妨げるものではない。また、現状の解任の場合においても、同様であり、再度の昇任を妨げるものではない。

(組合)

最後に、本交渉で運用として降任申出書の締め切りを12月末と想定しているとの発言があったが、来年4月に向けた希望降任の事務スケジュールについて、12月末の締め切りで問題ないか。労働組合としては、職場が混乱しないように丁寧な職員周知をお願いする。

(局)

今年度については、降任申出書の締め切りを1月初旬まで延長することを検討している。また、職員周知については、メールによる通常の所属周知だけでなく、ポータルサイトへの掲載や課長会での周知など丁寧な職員周知に努める。

(組合)

降任申出書の締め切りを延長とのことであるが、もし降任を希望する職員がいた場合、その職員の後任の職員選出に問題は生じないのか。

(局)

1月初旬であれば、降任を希望する職員がいた場合でも、後任職員の選出に問題が生じることはない。

(組合)

今回、局から提案された技能職員への希望降任制度の拡大は、職員の個人事情を踏まえたキャリアデザインやライフプランの選択肢を増やすことに対しては一定理解するが、先に降任制度を導入している事務・技術職員では、希望降任をする人がここ数年続いていると聞いている。降任理由はそれぞれあると聞いているが、職員が定年までそれぞれの職責を果たすためには、より良い職場環境づくり、勤務労働条件が必要であり、その職責に対し重圧を感じるのであれば、何かしらの原因が職場環境、勤務労働条件にあるのではないかと考える。当局においては、希望降任の原因を把握、分析し、より良い職場環境、勤務労働条件となるよう取り組んでいただきたい。また、これまでも、市労連交渉や職場改善要求などを通じて、定年引き上げを踏まえた人事給与制度の全体像を見据え、55歳昇給停止の廃止や昇給・昇格条件等の改善を含めた人事・給与制度の構築を求めてきたところである。高齢職員のモチベーションの維持・向上と言った観点を踏まえ、制度設計に取り組んでいただきたい。労働組合として、職員が定年まで安

心して、それぞれの職務を果たせられることが、本来の姿であると考えている。その為には、繰り返しになるが、職場環境、勤務労働条件を改めて構築していくことが重要だと考えているので、当局にも検討を求めておく。今回の制度拡大については、個人の事情を踏まえた選択肢を増やせることから、一定判断を行うこととする。

(局)

大阪市水道局希望降任制度の拡大について、ご了解いただきお礼申し上げます。

それでは、要綱改正等の事務手続きを行った後、職員に周知していくのでよろしくお願ひする。